

特別の教科 道徳

1 道徳の特別の教科化に係る一部改正

(1) 一部改正の経緯

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われる」ものであり、人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命である。

道徳教育を巡り、これまで以下のような多くの課題が指摘されてきた。

- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられている。
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例がある。

また、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

このような現状の下、以下の経緯で一部改正された。

- 平成25年2月 教育再生実行会議「いじめ問題への対応について（第一次提言）」
いじめ問題等への対応をまとめる。道徳教育の重要性を改めて認識。新たな枠組みによって教科化することを提言。
- 平成25年3月 「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置
道徳の特質を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて幅広く検討。
- 平成25年12月 「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」を取りまとめ
- 平成26年2月 「道徳に係る教育課程の改善等について」が諮問
中央教育審議会に諮問されたことを受け、道徳教育専門部会において道徳の時間の新たな枠組みによる教科化の在り方等について検討。
- 平成26年10月21日 答申
「特別の教科 道徳（仮称）」として制度上位置付け、充実を図ることの他、道徳教育の改善・充実に向けて必要な事項が示された。
- 平成27年3月27日 学校教育法施行規則改正
小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示を公示。
いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。
- 平成27年4月1日から移行措置
一部又は全部の実施が可能
- 平成30年4月1日から全面実施

(2) 一部改正の基本方針

- これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けた。
- 目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- 道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとする。
- 指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

(3) 一部改正の要点

① 学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則の小学校の教育課程について、「道徳の時間」を「特別の教科である道徳」としたため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

② 総則改正の要点

ア 教育課程編成の一般方針

- 「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える。
- 道徳教育の目標について、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
- 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (ア) 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- (イ) 各学校において指導の重点化を図るために、児童の発達の段階や特性等を踏まえて小学校における留意事項を示したこと。
- (ウ) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

2 「特別の教科 道徳」(道徳科)は、どのようなことを重点を置いて改善されるのか。

- (1) 道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、児童の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、道徳の時間を道徳科として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。
- (2) これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐとともに、道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示した。

3 目標はどのように変わったのか。

(1) 道徳教育の目標

(第1章第1の2の(2)の3段目)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

学校における道徳教育は、児童がよりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。このことは道徳科の目標としても示されている。

(2) 道徳科の目標

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」)

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳科は、道徳科以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、これを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性を養うことが目標として挙げられている。

(3) 道徳教育・道徳科で育成することを目指す資質・能力

道徳教育・道徳科で育成することを目指す資質・能力は、道徳性(道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度)である。この道徳性を養うために行う道徳科の学習では、「道徳的諸価値の理解」と「自己の生き方についての考え方」といった要素に支えられている。道徳科の学習の中で、これらが相互に関わり合い、深め合うことによって、道徳性を養うことにつながっていく。

(4) 道徳科における見方・考え方

道徳科における見方・考え方は、目標に示されている「様々な事象を、道徳的諸価値」

値の理解を基に自己との関わりで多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えることである。

(5) 道徳科における「主体的・対話的で深い学び」の実現

道徳科においては、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実現することが、「主体的・対話的で深い学び」を実現することになる。

この三つの視点からの工夫すべき点は次のとおりであるが、三つに分けることが目的ではなく、これらの視点を手掛かりに、教員一人一人が、児童の発達の段階や発達の特性、指導内容などに応じた方法を適切に選択しながら工夫して実践できるようにすることが重要である。

ア 「主体的な学び」の視点

児童が問題意識をもち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、自己の生き方について考える学習とすることや、各教科で学んだこと、体験したことから道徳的価値に関して考えたことや感じたことを統合させ、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これから課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫することが求められる。

イ 「対話的な学び」の視点

児童同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えたり、自分と異なる意見と向かい合い議論すること等を通じ、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることが求められる。

ウ 「深い学び」の視点

道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とすることが求められる。

4 「特別の教科 道徳」の内容は、どのように変わらるのか。

- (1) 「道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする」との規定を総則に示し、第2に示す内容が道徳科を要とした道徳教育の内容であることを明示した。
- (2) 小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。
- (3) 内容項目のまとめを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、児童にとっての対象の広がりに即して整理し、順序を次のように改めた。

改 �正 前	改 正 後
1 主として自分自身に関すること	A 主として自分自身に関すること
2 主として他の人とのかかわりに関すること	B 主として人との関わりに関すること
3 主として自然や、崇高なものとのかかわりに関すること	C 主として集団や社会との関わりに関するこ と
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	D 主として生命や自然、崇高なものとの関 わりに関すること

(4) いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの改善を図り、第1・2学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第3・4学年に「相互理解、寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第5・6学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目を追加した。

小 学 校			中 学 校 (22)	
	第1学年及び 第2学年(19)	第3学年及び 第4学年(20)	第5学年及び 第6学年(22)	
A 主として自分自身に関すること				
1 善悪の判断、自律、自由と責任	○	○	○	1 自主、自律、自由と責任
2 正直、誠実	○	○	○	
3 節度、節制	○	○	○	2 節度、節制
4 個性の伸長	◎	○	○	3 向上心、個性の伸長
5 希望と勇気、努力と強い意志	○	○	○	4 希望と勇気、克己と強い意志
6 真理の探究			○	5 真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること				
7 親切、思いやり	○	○	○	6 思いやり、感謝
8 感謝	○	○	○	
9 礼儀	○	○	○	7 礼儀
10 友情、信頼	○	○	○	8 友情、信頼
11 相互理解、寛容		◎	○	9 相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること				
12 規則の尊重	○	○	○	10 遵法精神、公徳心
13 公正、公平、社会正義	◎	◎	○	11 公正、公平、社会正義
14 勤労、公共の精神	○	○	○	12 社会参画、公共の精神 13 勤労
15 家族愛、家庭生活の充実	○	○	○	14 家族愛、家庭生活の充実
16 よりよい学校生活、集団生活の充実	○	○	○	15 よりよい学校生活、集団生活の充実
17 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	○	○	○	16 郷土の伝統と文化の尊重、 郷土を愛する態度 17 我が国の伝統と文化の尊重、 国を愛する態度
18 国際理解、国際親善	◎	○	○	18 国際理解、国際貢献
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること				
19 生命の尊さ	○	○	○	19 生命の尊さ
20 自然愛護	○	○	○	20 自然愛護
21 感動、畏敬の念	○	○	○	21 感動、畏敬の念
22 よりよく生きる喜び			◎	22 よりよく生きる喜び

5 道徳科の指導方法は、どのように工夫していけばよいのか。

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

道徳科の特質を生かした授業を行う上で効果があると判断した場合には、各教科等と同様に問題解決的な学習や体験的な学習等を有効に活用することが重要である。

なお、これまで行われてきた教材の登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考える「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」についても、登場人物の心情と自己との関わりについて、多面的・多角的に考えることを通して、道徳的諸価値の理解を深めることに効果的であることから、工夫・改善を図りながら活用していく。

(1) 問題解決的な学習の工夫

- 道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これから生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。そして、最終的には児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自己との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすることである。
- 問題解決的な学習では、教師と児童、児童相互の話合いが十分に行われることが大切であり、教師の発問の仕方の工夫などが重要である。さらに、話合いでは学習形態を工夫することもでき、一斉による学習だけでなく、ペアや少人数グループなどの学習も有効である。しかし、それらを導入することが目的化してしまうことがないよう、指導の意図に即して、取り入れられる手法が適切か否かをしっかりと吟味する必要がある。

(2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫

- 実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり、相手に思いやりのある言葉を掛けたり、手助けをして親切についての考えを深めたりするような道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れることが考えられる。
- 読み物教材等を活用した場合には、その教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れた学習も考えられる。

(3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

- ある体験活動の中で考えたことや感じたことを道徳科の話合いに生かすことで、児童の関心を高め、道徳的実践を主体的に行う意欲と態度を育む方法などが考えられる。特に特別活動において、道徳的価値を意図した実践活動や体験活動が計画的に行われている場合は、そこでの児童の体験を基に道徳科において考えを深めることが有効である。

6 道徳科に求められる教材はどのようなものか。

(1) 教材の開発と活用の創意工夫

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

ア 教材開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。

イ 道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しながら、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。

(2) 道徳科に生かす教材

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方へ偏った取扱いがなされていないものであること。

道徳科に生かす教材は、児童が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならない。また、児童が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ、考えを深め、互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっていることから、道徳科に用いられる教材の具備する要件として、上記のア～ウを満たす必要がある。

7 道徳科の評価はどう行えばいいのか。

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4)

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

(1) 道徳科における評価の基本的な考え方

ア 道徳性の諸様相である道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは、児童の人格そのものに働き掛け、道徳性を養うこと目標とする道徳科の評価としては妥当ではない。

イ 授業において児童に考えさせることを明確にして、道徳科の目標に掲げる学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

ウ 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

エ 道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

オ 評価に当たっては、特に、学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。

カ 道徳科の評価は、選抜に当たり客觀性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

(2) 評価のための具体的な工夫

ア 児童の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したものや児童が道徳性を養っていく過程での児童自身のエピソードを累積したものを評価に活用すること、作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握することが考えられる。

イ 指導のねらいに即して、校長や教頭などの参加、他の教師と協力的に授業を行うといった取組も効果的である。学級担任は、授業を参観することで、普段の授業とは違う角度から児童の新たな一面を発見することができるなど、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子をより多面的・多角的に把握することができるといった評価の改善の観点からも有効である。

(3) 組織的、計画的な評価の推進

ア 学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくことや、評価結果について教師間で検討し評価の視点などについて共通理解を図ること、評価に関する実践事例を蓄積し共有することなどが重要である。

イ 校長や教頭などの授業参加や他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々、各分野の専門家等の授業参加などに際して、学級担任以外からの児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子について意見や所感を得るなどして、児童を多面的・多角的に評価したり、教師自身の評価に関わる力量を高めたりすることも大切である。